

「五郎菜の花まつり」のご案内

「五郎花を愛する会」のみなさんが、今年も一面の菜の花畑をお届けします。当日は、恒例の餅まきが行われ、新鮮野菜やうどんなどが販売されます。

春の一日、菜の花畑でのんびりと過ごしませんか。

【日時】 3月8日(日) 午前10時～
【場所】 五郎河川敷

【問い合わせ先】

観光まちづくり課観光振興係

☎24-1717



「だんだん肱川」のご案内

「肱川流域会議水中めがね」主催による菜の花を楽しむイベント「だんだん肱川」が開催されます。大洲農業高等学校生徒による加工品販売、各出店者によるうどんなどの販売、建設機械の体験などいろいろ催しがあります。

一面の菜の花畑にはハートマークなども施されています。ぜひお越しください。

【日時】 3月14日(土)

午前10時～午後3時

【場所】

五郎畑の前橋(赤橋) 下の河川敷



【問い合わせ先】

肱川流域会議水中めがね事務局

☎25-1117

第72回観光さくらまつり

今年も城山公園、^{とみすやま}富士山公園、^{ぎおん}祇園公園でさくらまつりが開催されます。城山公園、富士山公園のソメイヨシノから始まり、祇園公園の八重桜と桜が咲き誇ります。春のおとずれを感じにお出かけください。

- 【期間】** 3月25日(水)～4月25日(土)
- 【桜の本数】**
- ▽城山公園 (ソメイヨシノ) 約200本
 - ▽富士山公園 (ソメイヨシノ) 約3,000本
 - ▽祇園公園 (八重桜) 約700本



【問い合わせ先】 大洲市観光協会 ☎24-2664

行 事	日 時	場 所
開幕式・神事	3月25日(水) 午前11時30分～午後2時	城山公園 (雨天時：市民会館)
春神楽 (立川神楽)	3月29日(日) 午前11時30分～午後3時	八幡神社
第62回愛媛県下吟詠剣詩舞大洲大会(至善流大洲吟詠会)	4月5日(日)	午前9時～午後5時30分 市民会館大ホール ほか5会場
第59回県下春季弓道大会 (大洲弓友会)		午前9時～午後3時 市営弓道場
ソフトボール大会 (教育委員会・スポーツ少年団)		午前8時30分～午後3時 肱川緑地多目的グラウンドほか
剣道大会 (教育委員会・スポーツ少年団)		午前9時～午後3時 総合体育館
観桜会 (八多喜商工会) ※八重桜の見頃：4月中旬～下旬	4月中旬	午前11時～午後3時 祇園公園山頂

東京2020オリンピックピックが7月から開催されます。開催に先立ち、聖火リレーが3月26日(木)より福島県から実施され、7月24日(金)の開会式を目指して全国を巡り、喜びや情熱を伝えていきます。

愛媛県でも、4月22日(水)と23日(木)の2日間にわたって聖火リレーが実施されます。大洲市では、23日(木)に聖火ランナーが市内を走行し、オリンピック聖火を内子町から引き継いで、松野町へつなぎます。

平成30年7月豪雨災害時に、日本中から寄せられた支援や励ましに対し、現在の大洲市の姿と感謝の気持ちを全国へ伝える、またとない機会です。ぜひ、沿道でのご観覧やご声援をお願いします。

なお、走行ルートの安全を確保するため、ルート周辺では、大規模な交通規制や迂回路誘導などを実施します。ご理解とご協力をよろしくお願いします。

【問い合わせ先】

大洲市教育委員会

文化スポーツ課スポーツ推進係

☎ 1734

東京2020オリンピック聖火リレー 大洲市走行ルート図



屋形船の船頭を募集します

「大洲のうかい・川下り」に従事する屋形船の船頭を次のとおり募集します。

約3カ月の講習は無料です。経験がない人、船舶免許を持っていない人でも大歓迎です。

船頭雇用条件など

【従事期間】

うかい期間中（6月1日～9月20日）の都合のよい日

【従事時間】

おおむね午後6時～午後9時
※前後する場合があります。

【年齢・性別】 不問

※賃金など詳細については、左記までお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】

大洲市観光協会大洲支部（久保）
☎242664

【募集期間】

3月31日（火）まで

【応募受付時間】

平日の午前10時～午後4時

【講習開催予定日】

4月5日（日）から土日を中心に6月未まで開催

農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

農業委員会では、令和2年7月19日に任期満了を迎える農業委員および農地利用最適化推進委員の募集を行います。

募集要項および推薦届・応募届は、市公式ホームページからのダウンロード、もしくは農業委員会事務局や各支所で関係する様式を受け取ることができます。ご不明な点などがありましたら、下記へお問い合わせください。

でない者、市の職員でない者。

【募集期間】

3月3日（火）～30日（月）

【募集人員】

▽農業委員 19人

▽農地利用最適化推進委員 20人

【応募方法】

個人3人以上からの推薦、団体からの推薦、または自薦により応募してください。

【問い合わせ先】

農業委員会事務局農政係
☎241726

【対象】

市内に住所を有する人を基本とします。市の付属機関などの委員

第32回 溪流つり大会

清流河辺川で第32回溪流つり大会を開催します。溪流釣りの醍醐味や、大物アメノウオ・マスの手ごたえを楽しむことができます。釣り上げた魚の大きさで、順位を決定します。

なお、釣りざおや餌などは各自でご用意ください。ルアーは、使用できません。

【日時】 3月28日（土） 午前7時～
※当日受け付けします。

【場所】 河辺ふるさとの宿

【参加費】
▽大人 2,000円
▽子ども 500円
（中学生以下）



【主催・問い合わせ先】
大洲市観光協会河辺支部（河辺支所内）
☎39-2111

確定申告はお早めに

【確定申告期限】

- ▽所得税および復興特別所得税 3月16日（月）まで
 - ▽贈与税 3月16日（月）まで
 - ▽消費税および地方消費税 3月31日（火）まで
- 申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成し、自宅などからネットで提出（送付）できます。また、納税は、振替納税のご利用をお勧めします。

【はじめよう スマートフォンで確定申告】

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンで申告する場合には表示される「スマホ専用画面」の利用対象範囲が拡大されました。給与所得のある人で、医療費控除や寄付金控除の申告をする人、年金所得などの雑所得や一時所得のある人も利用できるようになりました。

作成した申告書データはそのままe-Taxを利用して送信できるほか、印刷して郵便などで税務署に提出することもできます。

【問い合わせ先】 大洲税務署 ☎24-3115
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

Information pick up

軽自動車や原付バイクなどの 変更手続きを忘れていませんか

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日時点での車両所有者にその年額が課税されます。

車両の譲渡や廃車などがある場合や、引っ越しなどにより車両の所在が分からなくなった場合は、お早めに下記の手続きを行ってください。

3月末日までに手続きが行われなかった場合には、継続して課税されます。年度途中で廃車などの手続きをしても、課税の取り消しはできません。ご注意ください。

※軽自動車税（種別割）に、月割課税制度はありません。

※令和元年10月から、軽自動車税（種別割）に名称変更されました。

【問い合わせ先】

税務課収納係	☎ 24	17	11
長浜支所	☎ 52	11	97
肱川支所	☎ 34	23	11
河辺支所	☎ 39	21	11
軽自動車検査協会愛媛事務所			
☎ 050 (3816)	3	1	24
愛媛運輸支局			
☎ 050 (5540)	2	0	76

車種	手続き場所	必要なもの
125cc以下の小型バイク (原動機付自転車 など)	税務課 または 各支所	【廃棄】所有者・使用者・届出者の印鑑、ナンバープレート ※ナンバープレートがない場合は「解体証明書」の添付など 【紛失・盗難】所有者・使用者・届出者の印鑑 ※ナンバープレートがない場合は「遺失・盗難届出証明」の添付または「届出受理番号」の提出など 【名義変更】新旧所有者・新旧使用者・届出者の印鑑 ※印鑑は認め印で可（シャチハタ使用不可）
小型のトラクターや農耕車、 フォークリフト など		
660cc以下の軽自動車	軽自動車 検査協会	軽自動車検査協会、運輸支局または車両販売店など にお問い合わせください。
125cc超の中型・大型バイク、 ボートトレーラー	運輸支局	

受動喫煙防止対策に関する各種支援事業について

健康増進法の一部改正により、4月1日(水)から飲食店、オフィス・事業所などは、原則として屋内禁煙が義務化されます。

受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部が支援される各助成金をご活用ください。

生衛業受動喫煙防止対策助成金

【支援対象者】

次の①～③すべてに該当する事業主

- ①労働者災害補償保険の適用対象外事業主
- ②生活衛生関係営業を営む事業主
- ③事業場内において、受動喫煙防止措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

【助成対象経費】

喫煙専用室の設置・改修、脱煙機能付き喫煙ブースの整備

【交付額など】

- ▽上限額 100万円
- ▽助成率 2分の1（飲食店の場合は3分の2）

【問い合わせ先】

愛媛県生活衛生営業指導センター
☎089 (924) 3305



受動喫煙防止対策助成金

【支援対象者】 次の①～③すべてに該当する事業主

- ①労働者災害補償保険の適用事業主
- ②中小企業基本法第2条第1項に定める事業主
- ③事業場内において、受動喫煙防止措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

【助成対象経費】

喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室・シガーバー、屋外喫煙所（閉鎖系）換気装置などの設置・改修

【交付額など】

- ▽上限額 100万円
- ▽助成率 2分の1（飲食店の場合は3分の2）

【問い合わせ先】 愛媛県労働局 ☎089 (935) 5222

～転出・転入の手続きはお早めに～

保険年金課での手続き

国民年金

退職などにより、厚生年金の資格を喪失している場合は、転入先で国民年金加入の手続きをしてください。

国民健康保険被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

後期高齢者医療被保険者証

転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

医療費給付の受給者証

ひとり親家庭、子ども（乳幼児）、重度心身障害者医療費の受給者証は、転出手続きの際に返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

【問い合わせ先】

保険年金課 ☎24-1713 長浜支所 ☎52-1113
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

高齢福祉課での手続き

介護保険被保険者証

65歳以上の人、または40歳～64歳の人で要介護認定を受けている人は、転出手続きの際に被保険者証を返却し、転入先で新たに手続きをしてください。

【問い合わせ先】

高齢福祉課 ☎24-1714 長浜支所 ☎52-1114
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111



市民生活課での手続き

住民登録（転出手続き）

市民生活課または各支所で「転出証明書」を受け取ってください。新住所に転入後、14日以内に転入先の市区町村役場で手続きをしてください。
 ※外国人住民も届け出が必要です。

【持参するもの】

- ▽運転免許証・個人番号カード・住民基本台帳カードなど本人確認ができるもの
- ※外国人住民の場合は、在留カード、特別永住者証明書（または外国人登録証明書）
- ▽認め印
- ▽印鑑登録証（お持ちの人のみ）
- ※代理人の場合、委任状が必要です。

【郵送による転出届】

- ▽申請者の住所、氏名、押印、電話番号（昼間の連絡先）
- ▽異動（転出）年月日 ▽新住所、世帯主名
- ▽旧住所、世帯主名 ▽異動した人の氏名
- 以上を記入のうえ、運転免許証など本人確認できるもののコピー、84円切手を貼った返信用封筒（宛先を記入）を同封し郵送してください。

【問い合わせ先】

市民生活課 ☎24-1710 長浜支所 ☎52-1113
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

子育て支援課での手続き

児童手当

転出手続きの際に、子育て支援課または各支所へ「受給事由消滅届」を提出してください。

転出予定日の翌日から15日以内に、転入先で「認定請求」の手続きをしてください。

※転入手続きだけでは、手当は支給されません。

【問い合わせ先】

子育て支援課 ☎24-5718 長浜支所 ☎52-1113
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

引っ越しの準備はお済みですか

水道課での手続き

水道の使用開始・中止の手続き

引っ越しなどで上下水道の使用を開始・中止する場合、3月・4月は混み合いますので、1週間前には水道課まで申し込みしていただきますようお願いいたします。

なお、使用を中止した後の料金は、2～3カ月遅れての請求となりますので、よろしくお願ひします。

上下水道料金の支払いは便利な口座振替で

仕事などにより、金融機関や窓口での毎月の支払いが難しい人は、便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申し込みは、取り引きのある市指定の金融機関で行うようにお願いします。

【問い合わせ先】 水道課 ☎24-3753

～知っていますか漏水の確認方法～

水道の蛇口などを全部閉めた状態で、水道メーターのパイロット（写真参照）が回っていれば、漏水の可能性がります。

漏水を発見したら、早急に市指定の給水装置工事業者に修繕の依頼をしてください。

市指定の給水装置工事業者の紹介をご希望の人は、水道課までお気軽にお問い合わせください。

また、市公式ホームページでも確認することができます。



パイロット



社会福祉課での手続き

障がい福祉関係

障害福祉サービス受給者証を持っている人は、転出前に社会福祉課へお返しくささい。

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、転入先の福祉事務所などで住所変更をしてください。

また、次の受給者についても同様に、転入先の福祉事務所などで所定の手続きを行ってください。

- ▽特別児童扶養手当受給者
- ▽特別障害者手当受給者
- ▽障害児福祉手当受給者
- ▽福祉手当受給者
- ▽心身障害者扶養共済加入者
- ▽自立支援医療費受給者
（精神通院、更生医療、育成医療）
- ▽補装具費・日常生活用具費受給者

【問い合わせ先】

社会福祉課 ☎24-1758 長浜支所 ☎52-1114
 肱川支所 ☎34-2311 河辺支所 ☎39-2111

教育総務課での手続き

小中学校の転校手続き

住民異動手続きが済み次第、教育総務課にご相談ください。

市外の小中学校に転校する場合、「在学証明書」などの書類を転入先の学校に提出してください。

【問い合わせ先】 教育総務課 ☎24-1733

農業などに関する国・県などの補助事業を活用しませんか
～担い手支援と鳥獣被害対策、新築木造住宅などの補助について～

鳥獣被害対策（防除）

鳥獣被害防止総合対策事業

ワイヤーメッシュ柵などを地域ぐるみで整備する場合、必要となる資材を補助します。

【補助率】 100% ※原則、地元負担はありません。

【要件】 次の要件を満たすこと

- ▽国が定める費用対効果要件を達成
- ▽おおむね1ha以上の農地を一体として柵を設置
- ▽柵の設置作業・管理は地元で行う
- ▽受益農家が3戸以上ある

【要件を満たさない例】

柵を設置する範囲内に耕作放棄地が多く見られるなど

鳥獣害防止施設整備事業

電気柵またはワイヤーメッシュ柵の整備を希望する個人へ、現物支給で補助します。

【補助率】 1/3以内（事業量により減少あり）

【注意事項】

- ▽個人で市販の資材を購入した場合は対象外です。
- ▽補助を希望する場合は、愛媛たいき農業協同組合に申請してください。

【締め切り】 4月中旬ごろ

鳥獣被害対策（捕獲）

有害鳥獣捕獲檻購入補助事業

市が捕獲檻（箱わな）の購入費用の一部を補助します。

【対象者】

- ▽市内に住所を有し、現に居住している人
- ▽わな猟免許を所持している人

【補助金額】 購入価格の1/3以内（25,000円上限）

狩猟免許取得費等補助金

【対象者】

- ▽市内に住所を有する人
- ▽大洲喜多猟友会、川上猟友会に入会している人
または入会予定の人

【対象経費】

- ▽狩猟免許初心者講習受講料
- ▽狩猟免許受験料

【補助金額】 対象経費を合計した額

担い手育成対策

認定農業者経営発展支援事業

認定農業者が経営発展に必要な機械などを導入する場合などに、要件を満たせば対象費用の1/4～1/2（標準事業費3,264千円）を補助します。

【対象者】

集落における営農計画書の中心的役割を担うとともに、経営状況のチェックを行い、経営発展に取り組む認定農業者

農山漁村地域担い手等支援事業

農林漁業の担い手の新たな取り組みや計画性のある事業展開に対して、必要な機械・施設などを導入・整備する場合（30万円以上）などに、要件を満たせば対象費用の1/3以内（100万円上限）を補助します。

【対象者】

市内に住所を有する農林漁業の担い手などで、認定農業者および認定基準に準じる人など

農業次世代人材投資資金（経営開始型）

※旧青年就農給付金

【給付金】 年額最大150万円（最長5年間）

【要件】

- ▽独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満
- ▽親元就農の場合、5年以内に経営を継承する、または親の経営から独立した経営を行う
- ▽生活費を支給する国の事業を重複受給しないなど

※上記以外にもさまざま要件があります。

6次産業化推進

6次産業化等推進モデル事業

新たに6次産業化に取り組むために必要となる機械の導入費、施設整備費、商品開発費などの経費について、要件を満たせば対象費用の2/3以内（100万円上限）を補助します。

【対象者】

市内に住所を有する農林水産業者および市内で主たる活動を行う農林水産業者など



市産材利用促進

もり 森林づくり木造住宅建築促進事業費補助金

南予で生産された木材または製材品を使用した在来工法による木造住宅を建築し、または購入する場合、住宅建築（購入）費用の一部を補助します。

【対象者】

大洲市内に自ら居住するために住宅を建築または購入する人

【補助要件】

▽南予産材を主要部材の材積の60%以上使用する

▽延べ床面積が50㎡以上

【補助金額】

▽材積1㎡当たり10,000円を乗じた額（30万円上限）

▽大洲市の分譲地を新たに購入し、新築する場合は材積1㎡当たり15,000円を乗じた額（50万円上限）

中山間地域等直接支払制度

耕作放棄地の発生防止や解消を図り、適切な農業生産活動の維持を通して多面的機能を確保する観点から、平地と比べて農業生産条件が不利な中山間地域などにおいて、農用地を維持・管理していくための協定を締結し、農業生産活動などを行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

【対象者】 集落単位で協定を締結し、5年間農業生産活動などを継続する農業者など

【対象農用地】 農振農用地区域内の一団の農地で、1ha以上の面積と傾斜（下表）を満たすもの

【交付金額】

対象農用地	条件	単価区分	10aあたり交付単価（円）	
			田	畑
急傾斜	田 1/20以上 畑 15度以上	体制整備単価（10割）	21,000	11,500
		基礎単価（8割）	16,800	9,200
緩傾斜	田 1/100以上1/20未満 畑 8度以上15度未満	体制整備単価（10割）	8,000	3,500
		基礎単価（8割）	6,400	2,800

【集落協定に求められる活動内容】

①農業生産活動などを継続するための活動：基礎単価（単価の8割を交付）

▽農業生産活動など…耕作放棄の発生防止活動、水路・農道などの管理活動（泥上げ、草刈りなど）

▽多面的機能を増進する活動…周辺林地の管理、景観作物の作付け、体験農園、魚類などの保護など

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（①+②の活動により単価の10割を交付）

▽集落戦略の作成…協定農用地の将来像ならびに協定農用地を含む集落全体の将来像、課題および対策について協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく、集落全体の指針です。

この他にも、経営体育成支援事業（金融機関から融資を受けて農業用機械などを購入する場合に、30%を補助）、担い手への融資支援事業（貸付当初の5年間を実質無利子にする事業など）、農地中間管理事業（農地中間管理機構を通じて、担い手への貸付契約により協力金が得られる事業）などがあります。

農林漁業関係の補助・助成について、対象となるかどうかなど、不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課農業振興係 ☎24-1727 長浜支所地域振興課 ☎52-1111
 肱川支所地域振興課 ☎34-2311 河辺支所地域振興課 ☎39-2111